

2005年7月9日

厚生労働大臣  
尾辻秀久 様

地域療育センターの早期建設を実現させる会  
会長 安達澄江

## 障害者自立支援法案についての要望書

拝啓 初夏の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃から障害児者の福祉に、ご尽力いただき感謝申し上げます。

私どもは「地域療育センターの早期建設を実現させる会」という市民団体で、障害を持つ子の親御さんとその子らの療育に携わる職員で構成され、名古屋市において活動しています。

現在、国会で審議されている「障害者自立支援法案」に、私たちは大きな不安感を感じています。

まず、2006年10月から通園施設が利用契約制度となることです。障害乳幼児の保護者の多くの方々は、通園施設などの療育の場を通して「障害受容」をしていきます。乳幼児健診などの早期発見システムと連携して、障害が顕在化し、保護者がわが子の障害を受容する前から、適切な指導と援助を親子に提供していくことにとっても意義があります。通園施設が利用契約制度になることにより、保護者への心理的負担は大きく、早期から療育の必要性がありながらその機会を逸する子どもたちが出てくることへの危惧を感じます。

また、個人給付制度による1割の個人負担（応益(定率)負担）は、乳幼児を育てる若い世代の家計を圧迫する高額な負担です。通園施設の利用において、利用料の1割負担に併せ給食費の実費負担は多額です。育成医療が廃止されることによる医療費や各種補装具の1割負担は、障害が重複する子どもほど多額な費用負担を背負うこととなります。

現在、国は「次世代育成」と称し、各自治体でも健常な子どもたちへの支援が多くなされています。このような状況は児童福祉法における基本理念とも矛盾しており、同じ子どもでありながら、障害児ということでこうした大きな負担を強いられることへ強い憤りを感じます。

つきましては、障害乳幼児とその保護者が安心して暮らせるよう、下記の項目について要望します。

敬具

### <記>

1. 福祉・医療の利用時における応益負担(定率負担)の導入をやめてください。
2. 育成医療を存続してください。

(連絡先)名古屋市南区三吉町6-17 南部地域療育センターそよ風内  
地域療育センターの早期建設を実現させる会 事務局長 松田  
TEL/FAX (052) 612-3357